

第13回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年11月10日（火） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 検 討

■ 条例素々案について

＝ 「前文」、「参画と協働」、「情報共有」、「議会」について、検討、協議を行った。

(1) 「前文」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 前文については、前回は、委員の方が考えた案を見ていただき、良い表現等を挙げていただいた。今回は、前回の意見も踏まえながら、その他の委員の方が考えた案を見ていただき、さらに意見を出していただきたい。

■ 「未来に向かって新しい産業、文化の創造も必要です。」

■ 「農業、工業、商業、観光など、地域の特性を生かした産業の発展、
自然の保全と開発の調和のとれた政策、・・・」

■ 「人権」というものも大切ではないか。

■ 「花御所柿」など特定の地域のものは入れない方がいいのでは。

⇒ 八頭町の特徴となるので入れてもいい。

■ 「ふるさとに感謝の気持ちを忘れず」

■ 「稲作や果樹栽培が盛んで、」

⇒ 八頭町全体を表す表現で良いと思う。

■ 「麒麟獅子などの伝統文化も数多く継承され、」

- 「豊かな竹林や田園風景と町並みが一体となった地域」
- 「方言」を使ってみてはどうか。
 - ⇒ 正確な意味が伝わりにくい。
- 「何かあったときに助け合えるまちにしたい。」
- 「扇ノ山や霊石山などの・・・」
 - ⇒ 霊石山は、八頭町としてのイメージが少ない。
- 「八東川・私都川・小畑川・細見川などの」を単純に「八東川流域」としてまとめてみてはどうか。
- 「花御所柿」は、八頭町でしか栽培されていない。
 - = 八頭町の特色となるので入れるべき。
- 「歴史や文化などの特色を活かしつつ」
- 「情報共有」と「参画」
- 「大人も子どもも老人も、そして、男も女もお互いに尊重し、・・・」
 - ⇒ 人権につながる。
- 「心豊かに暮らせるまちづくり」
- 「八頭町は、『郡家町』、『船岡町』、『八東町』が合併して誕生」
 - ⇒ 遡れば、平成合併以前の合併もあり切りが無い。あえて入れることもできるが、すでに「八頭町」が一つであることは当たり前であるので、入れない方が良い。
- 「住んでよかった」、「暮らしてよかった」
 - ⇒ 「スローライフ」など田舎の良さを表現してはどうか？「土のある暮らし・土の薫り」など。
- 「フルーツの里」は、旧八東町のフレーズなので、あえて入れない方が良いのではないか。
- 「人が輝き・集い・夢広がるまち」
 - (= 総合計画中の「八頭町の将来像」から引用)
 - ⇒ まちづくりにおける基本理念・基本原則・自治のしくみを定める最高規範である自治基本条例と「総合計画」との関係性から、入れない方が良い。
- 「安藤用水」(郡家のみのことになってしまう。)

⇒ 歴史や文化、言い伝えなどを入れてみてはどうか。例えば、古墳や遺跡など。

<委員長>

= 前回と今回の意見を踏まえ、事務局に文章化してもらい、次回以降、検討していきたい。

(2)「参画と協働」について

【主な意見】

<委員長>

= 参画の機会としては、パブリックコメントや審議会等への委員としての参画がある。本委員会も皆さんに委員として参画していただいている。

「参加」と「参画」との違いについても、留意していただきたい。参画とは、企画段階から町民が参加することで、町民の意思をよりまちづくりに反映させることができる。

≫ パブリックコメントとはどういったものか。

<委員長>

= 素々案に記されているとおり町民意見公募のこと。まちの基本的な政策等の策定過程において、広報誌やホームページを活用して、広く町民の意見を求める手法の一つである。

<事務局>

= 最近の事例であれば、「美しいまちづくり条例」で町民意見公募を行った。通常は、「広報やず」や行政防災無線。ホームページでお知らせし、意見を公募する。

<委員長>

= 町民の権利を制限し、義務を課す条例であれば、町民意見公募を行う必要があると思う。

その他に町民がまちづくりに参画する方法として、政策の提案を町民が行うことができるような条文を盛り込んでいるところもある。ただし、提案する町民にそれなりの力量が求められるので、この条文を規定することで、実情とかけ離れたものとなり、空洞化する可能性も高い。

≫ 素々案の条文で特に問題はないように思う。

<委員長>

= 「多様な方法を用いて」という部分は、あまりに曖昧すぎる表現であるし、なくても支障がないと思う。

「審議会等の委員の公募による選任について」はどうだろうか。素々案は、「全部又は一部を公募により選任するように努める。」となっている。

「努める」となっていることについては、「しなければならない」としたとすれば、専門的知識を要する審議会等における委員選任に支障をきたす場合があるからだと考える。

≫ 現在の審議会等の委員の選び方はどのようになっているか。

<事務局>

= 公募を基本としながら、それぞれの審議会等の趣旨を考慮して選任している。例えば、女性の立場からの意見をいただきたい場合は、女性団体に推薦していただいたり、高齢者の方の立場からの意見をいただきたい場合は、老人クラブなどの団体に推薦していただいたりしている。

≫ 文章全体的に、「です、ます」調になっており、条例の表現として弱い感じがする。

<委員長>

= 自治基本条例自体が、具体的内容を規定する条例ではないので、分かりやすい表現として「です、ます」調を採用するケースが多い。

≫ この条文でいいと思う。

<委員長>

= 参画については、この条文でよろしいでしょうか。(=承認)

では、続いて「協働」について検討したいと思う。協働とは、町民と行政、議会が協働してまちづくりを行っていくというもの。今までは、行政主体でまちづくりを行い、町民はその役務を享受するだけというかたちであった。しかし、昨今の社会情勢の変化などから、国主体のハード事業を中心とした施策では、それぞれの地域の課題は解決できなくなり、それぞれの地域のニーズを的確に把握して、それぞれの地域が中心となって自分たちのまちづくりを行うことが求められている。

そんな中で、町民と行政、議会とが対等な立場で、パートナーシップを持ってまちづくりをしていくということが協働の考え方である。

協働においては、コミュニティというものが核になりうる存在である。コミュニティの条文で検討したが、「地域の意思を反映し、地域課題の解決に取り組むコミュニティ＝地域コミュニティ」という内容になっていたのは、地域の課題解決をするために、地域コミュニティが果たす役割が大きいという意味からそうになっていたと思う。ただ、テーマコミュニティがまちづくりに果たす役割も大きいことから、地域コミュニティに限定しないという結論になった。

≫ 条文には、「町民と町は、」となっており、「事業者」が入っていない。

<委員長>

＝ 事業者は、定義の中で「町内で事業を行う団体」ということで町民に含めている。条例全体として、全てを町民として表現した方が、分かりやすく書くことができると思う。

その他の意見はないか。

第10条第2項として、北栄町条例第12条第2項のように、協働のまちづくりをより推進するために、「町民が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。」という条文を入れることもできる。

≫ 入れた方がより協働を推進できると思う。

<委員長>

＝ では、第10条第2項を追加し、その他はこの条文でよろしいでしょうか。(＝承認)

(3) 「情報共有」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 「情報共有」というものについては、制度としては「情報公開」というものがあるが、これは、町民の請求に基づいて行政が情報を公開するという受動的なもの。この条文では、町民の参画や協働によるまちづくりを行っていくうえで、情報は町民と町との大切な共有財産であると捉え、受動

的な情報公開からさらに一步踏み込んで、町民に対し行政が能動的に情報を提供することを推進しようとするもの。また、行政からの受動的、能動的な情報提供や説明だけでなく、逆に町民が「今、まちはこういう状況だ」というような情報を行政に提供することで、行政を動かしていくようなことを規定することになる。

≫ 情報共有の定義がよく分からないが、情報を双方向で提供しあい、それを共有するということか。

<委員長>

= そういう意味合いです。情報公開の条文については、「条例や規程というルールに基づいて、町が保有する情報を公開、保存、管理すること」が規定されている。

「説明責任」については、受動的なものだけでなく、まちづくりや施策、事業などといったものについて、行政が能動的に自ら進んで説明をするということを規定するものです。

例えば、情報公開条例に基づいて資料を提供してもらっても、その資料について説明がないと、町民としては分かりづらいと思います。それが、まちづくりに参画しづらい状況を生んでしまうことにもなりかねない。

≫ 町民としては、参画しやすくするために、情報公開以外にも、分かりやすく説明していただくことが必要だと思う。

<委員長>

= 条文としても、分かりやすくするために、「町民参画を推進するため」という表現にした方が良くもしいない。

「町民の意見等の取り扱い」については、町民の意見、要望、苦情等への対処と、町が一つの組織の中で情報を共有してそれを活用していくことが規定されている。

意見等がなければ、概ねこの条文で良いか。(=承認)

(4) 「議会」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 「議員の役割と責務」、「議会の権限」については、地方自治法に規定さ

れていることがうたわれている。その他は、町民の意思の的確な把握や、充実した政策立案などが規定されている。

≫ 全体的に、町民が議会や議員に求めることがうたわれていると思う。

≫ 議会や議員として当然のことが規定されていると思う。

<委員長>

= 第17条第4項の「会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができる」という条文は、より議論を活発化させるために、双方向で議論を交わすというもの。

例えば、参考人として呼ばれた人が、質問に答えるだけでなく、意見を述べたり、逆に質問することができることになる。

≫ 「説明員等」には、役場の課長なども入ることになるのか。

<委員長>

= そういうことになる。

≫ それでは、議員以外が言いたいことを言うようになり、議会の議論としては適当でないように思うが。

<委員長>

= 「説明員等は、質問や意見を述べることができる」という権利を認めるだけの形ではなく、「議長や委員長は、質問や意見を述べさせることができる」という内容になっており、議長や委員長が職権を行使して、許可するような規定となっているので、問題は無いと思う。

各条文をもう少しコンパクトにまとめた方がいいように思う。議会の条文と議員の条文に分けて、分かりやすくしてはどうだろうか。

≫ 議会に求めることと議員に求めることで、重複している部分があると思う。

≫ もう少し分かりやすくまとめた方がいいと思う。

<委員長>

= では、事務局に条文の整理をお願いします。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

① 「前文」について

- ② 「議会」について
- ③ 「行政」について
- ④ 「町民」について

4. 閉 会

以 上。